

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反行為の是正命令(是正を命じなければならない)
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第6条第1項 市長は、第3条又は前条第3項の規定に違反するホテル等の建築主（工事施工者及び当該ホテル等の建築に現に従事している者を含む。）があるときは、当該建築主に対し、違反行為の是正を命じなければならない。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第3条 市内の次に掲げる区域（以下「規制区域」という。）においては、ラブホテルは、建築してはならない。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の同法第5条に規定する都市計画区域 (2) 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設 エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） オ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館 カ 旅館業法施行条例（昭和33年埼玉県条例第14号）第1条の2第4号の規定により埼玉県知事が指定した青少年施設、スポーツ施設、公園施設等 キ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例第5条第3項 ホテル等の建築主は、前項の規定によるホテル等の建築について同意の通知を受けた後でなければ、当該建築に係る前条各号の行為をしてはならない。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定理由 新座市ラブホテルの建築規制に関する条例の規定中に、具体的違反行為の是正命令が明示されており、それ以上の基準を設定する必要がないため。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）